事業者の皆さま向けセミナー

Ⅰ　長期使用製品安全点検･表示制度について

Ⅱ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及び ガスコンロの製品指定について

平成21年7月7日

経済産業省

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（１）長期使用製品安全点検・表示制度創設の背景

製品安全法体系

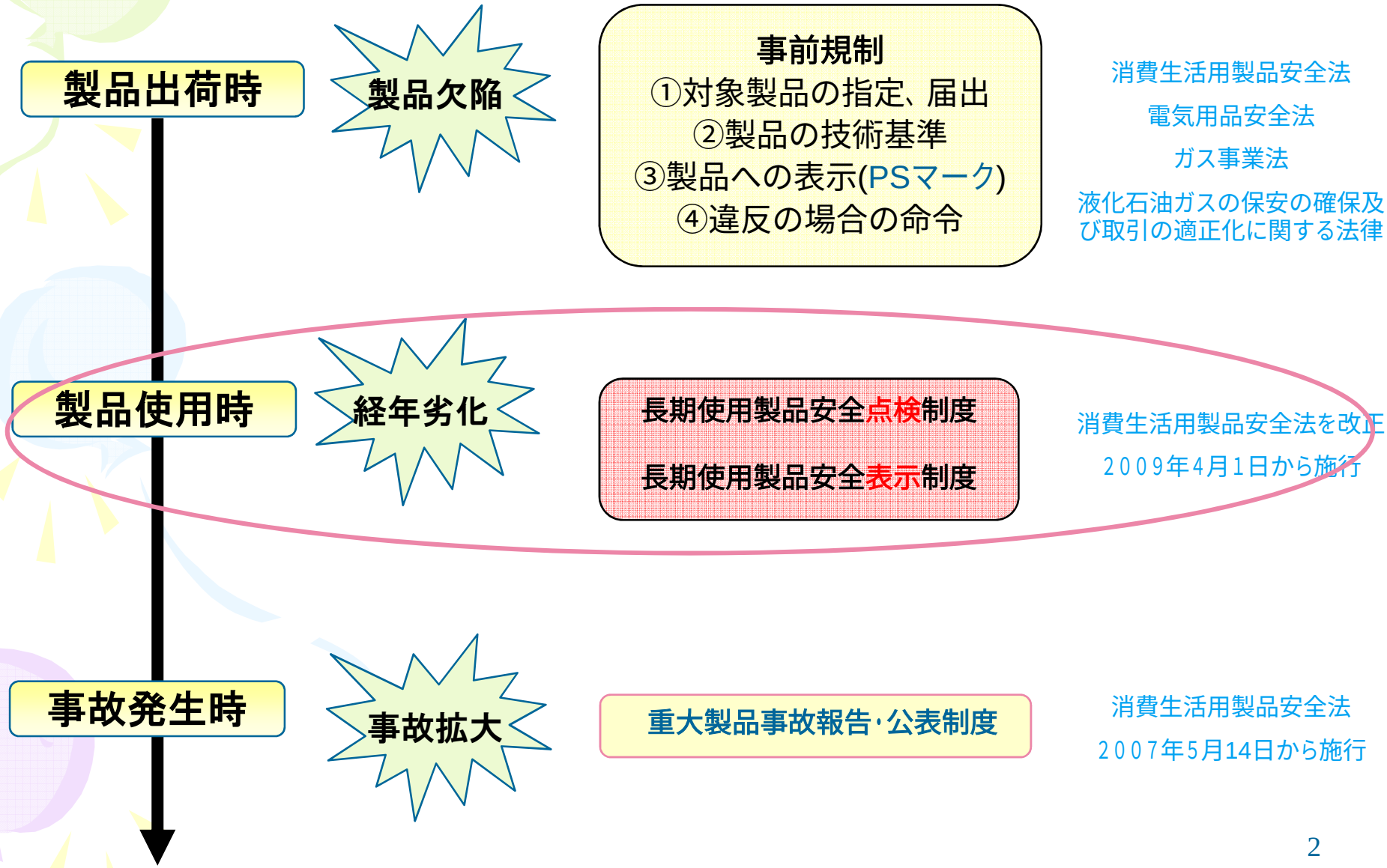
製品出荷時
製品欠陥
事前規制
①対象製品の指定、届出
②製品の技術基準
③製品への表示(PSマーク)
④違反の場合の命令
消費生活用製品安全法
電気用品安全法
ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
製品使用時
経年劣化
長期使用製品安全点検制度
長期使用製品安全表示制度
消費生活用製品安全法を改正
2009年4月1日から施行
事故発生時
事故拡大
重大製品事故報告･公表制度
消費生活用製品安全法
2007年5月14日から施行

所有者による保守が難しい製品の長期使用に伴って生じた重大製品事故の例

製品	ガス小型瞬間湯沸器
使用年数	十数年
事故内容と機器の状況	熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、逆バイアス熱電対部の逆起穴もすす詰まりをしていたため不完全燃焼防止装置が作動せず、一酸化炭素が発生し続け消費者一名が死亡した。
原因	不燃防止装置が作動したのにもかかわらず、点火を繰り返し、不燃防不作動となる。換気扇とガス漏れ（CO）警報機の電源が抜いてあり、換気扇を使用せずに使用。

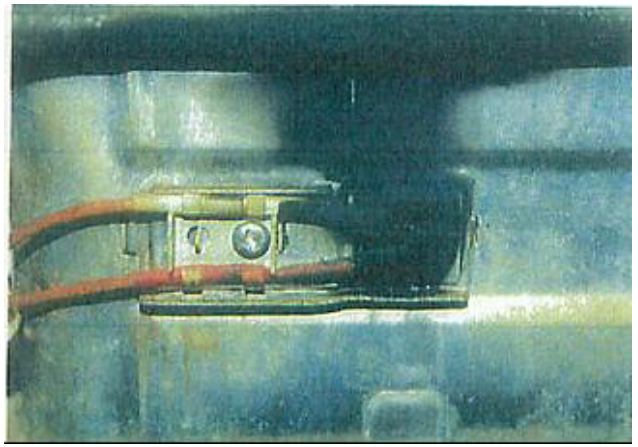

写真1　逆バイアス熱電対部の逆起穴のすす詰まり

写真2　逆バイアス熱電対部の逆起穴の裏側に多量のすす付着

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（２）長期使用製品安全点検制度の概要

長期使用製品安全点検制度の概要

○目的： 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止

○内容： 特定の製品に関し、事業者が、消費者が行う保守をサポートし、長期使用時の製品の安全点検を促進

○施行時期：平成２１年４月１日から

長期使用製品安全点検制度の概要

○経年劣化による重大製品事故の発生率の高い製品について、安全に使えるように点検を促す制度

○製造・輸入事業者が、製品への表示（設計標準使用期間・点検期間）等の情報提供、所有者へ点検の通知をし、その要請により点検を実施

○販売業者は、所有者に対して説明を行うとともに、所有者による製造・輸入事業者への所有者情報の登録を取り次ぐ

特定保守製品（長期使用製品安全点検制度の対象製品）

・長期に使用（通常、１０年超）される製品

・燃焼系のガス機器、石油製品又は高圧・大電流系の電気製品等

・消費者自身による保守（メンテナンス）が難しい設置・組込型製品等

・経年劣化による重大製品事故の発生率の高い製品

○対象製品
9品目

屋内型瞬間湯沸かし器（都市ガス、ＬＰガス）
屋内型ふろがま（都市ガス、ＬＰガス）
石油給湯機
石油ふろがま
ＦＦ式石油温風暖房機
ビルトイン型電気食器洗い機
浴室用電気乾燥機

長期使用製品安全点検制度の主要な流れ

①特定保守製品への表示（設計標準使用期間、点検期間等）、書面・所有者票添付の義務付け

②重要事項の説明の義務付け

③所有者による所有者情報の提供（登録・変更）責務と特定保守製品取引事業者の協力責務

④所有者情報の適切な管理等の義務付け

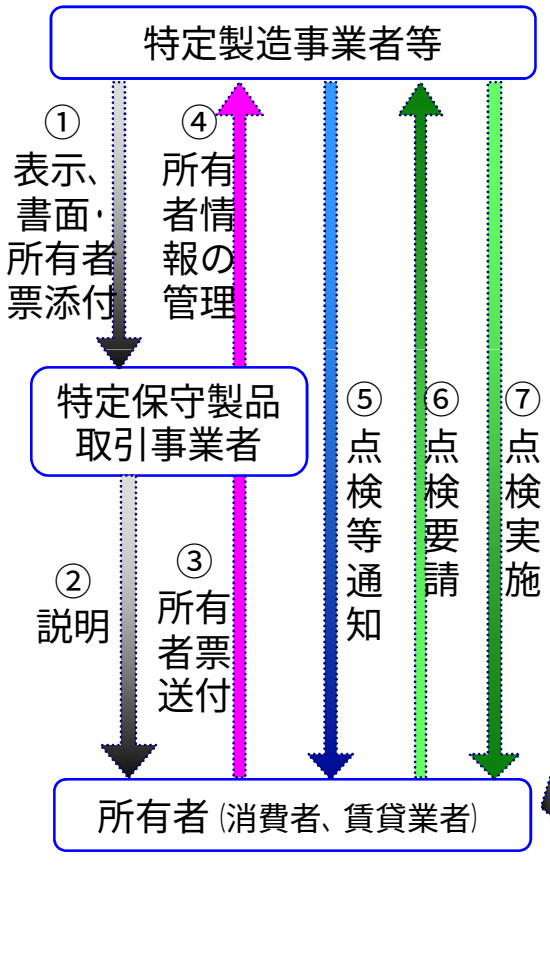

⑤点検の必要性等に関する通知の義務付け

⑥所有者の点検実施責務

⑦点検応諾及び点検実施体制整備の義務付け

⑧関連事業者の情報提供責務

設計標準使用期間及び点検期間

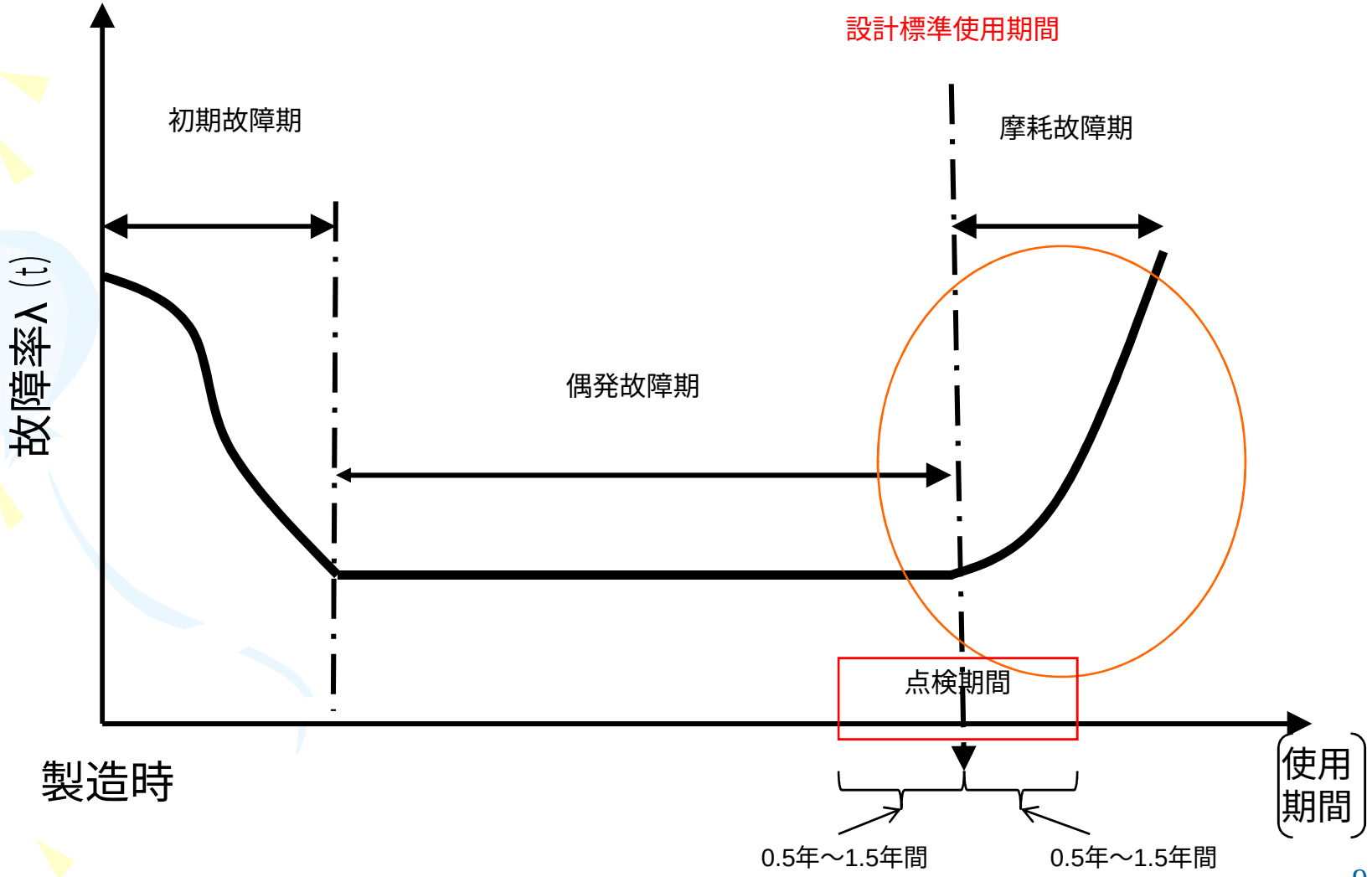

特定保守製品への表示

●**設計標準使用期間**及び**点検期間**の他、点検の要請を容易にするため、**問合せ連絡先等**を記載
●表示は製品の**見やすい箇所**に**読みやすい記載**で、**容易に消えない**又は**はく離しない**方法で行われる　→製品本体に表示することが適当でない場合には、遠隔操作装置等に記載

製品本体の表示のイメージ

特定保守製品

１．特定製造事業者等名
株式会社ＡＢＣ
○○県○○市○○区○○町＊＊

２．製造年月　20XX年XX月

３．製造番号　XXXX－XXXXXX

４．設計標準使用期間　△△年

５．点検期間　20XX年XX月～ 20XX年XX月

６．問合せ連絡先
株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
0120－XX－XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品

１．特定製造事業者等名　株式会社ＡＢＣ

２．設計標準使用期間　△△年

３．問合せ連絡先
株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
0120－XX－XXXX

※製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

長期使用製品安全点検制度の対象製品への表示

●**設計標準使用期間**及び**点検期間**の他、点検の要請を容易にするため、**問合せ連絡先等**を記載
●表示は製品の**見やすい箇所**に**読みやすい記載**で、**容易に消えない**又は**はく離しない**方法で行われる　→製品本体に表示することが適当でない場合には、遠隔操作装置等に記載

製品本体の表示のイメージ

特定保守製品

１．特定製造事業者等名
株式会社ＡＢＣ
○○県○○市○○区○○町＊＊

２．製造年月　20XX年XX月

３．製造番号　XXXX－XXXXXX

４．設計標準使用期間　△△年

５．点検期間　20XX年XX月～ 20XX年XX月

６．問合せ連絡先
株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
0120－XX－XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品

１．特定製造事業者等名　株式会社ＡＢＣ

２．設計標準使用期間　△△年

３．問合せ連絡先
株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
0120－XX－XXXX

※製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（３）特定製造事業者等の役割

特定製造事業者等の義務

特定保守製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）は、製品の**技術情報**を持ちうる者であることから、製品の**所有者に**対して点検等の保守に関する情報を**提供**し、所有者の保守に関する取組を**サポート**するための**役割**を担う。

- 事業の**届出**義務（法第32条の2）
- 製品への**表示**義務（法第32条の3、法第32条の4第1項）
- 製品への書面・所有者票の**添付**義務（法第32条の４第２～第３項）
- 製品の所有者情報の**管理**等義務（法第32条の９～11、法第32条の13）
- 点検**通知**義務（法第32条の12）
- 点検**実施**義務（法第32条の15）

法施行日（平成21年4月1日）**以降**に製造・輸入された製品に**限る**

- 点検等の保守サポート**体制の整備**義務（法32条の18～19） ⟶ 既販品も対象

点検等の保守サポート体制の整備義務

①特定保守製品の経年劣化による危害を防止するため、**点検**その他の保守を実施するために必要な**体制整備**のための**判断基準**を国が定める（法第32条の18） **※既販品も含む**

＜省令で定める判断の基準（省令第１３条）＞

- **点検を行う事業所の配置** 地理的条件、交通事情、販売状況等を勘案して、点検が能率的に行われるよう適正に配置し、各事業所に点検を行う技術者を確保する
- **点検料金の設定** 適正な原価を著しく上回らないものとして定められた技術料、出張料等の費用の合計とする
- **点検料金の公表・告知** 点検料金の設定基準をインターネット等で公表し、点検を求められた場合、点検に先立って内訳、目安を伝える
- **点検に必要な手引の作成・管理** 点検基準に基づき（既販品は準ずる）作成し、点検を委託する場合の委託先や第三者機関に送付し、保管を依頼する（既販品を除く）
- **整備に要する部品の保有** 販売状況を勘案して保有期間を定め、保有する（既販品を除く）
- **部品の保有状況に関する情報提供** 点検を求められた場合、点検に先立って部品の保有状況を伝える
- **点検期間にあるものについての情報提供** 点検期間（既販品は相当する期間）にある製品の型番号等をインターネット等で提供する
- **技術的講習の実施** 点検を行う技術者に講習を定期的に行う（委託する場合には、講習等を行う）
- **点検結果の記録** 点検結果を記録し、一定期間（3年間）保管する
- **点検結果の伝達** 点検結果は、点検を求めた者に適切な方法（書面を交付する等）で伝える

②特定製造事業者等は、**判断基準を勘案**して、適切な点検その他の保守のために必要な体制を**整備しなければならない**（法第32条の19） **※既販品も含む**

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（４）特定保守製品取引事業者の役割

特定保守製品取引事業者の義務･責務

特定保守製品取引事業者には、特定保守製品又は設置した建物を販売する際に、**2つの義務･責務**。

●購入者に対し、所有者票に記載されている**法定事項の説明の義務**※があります。 説明義務違反は**勧告･公表**（命令･罰則はなし）

●ユーザー登録（**所有者票の投函**）への**協力の責務**※があります。

※　**義務･責務の対象となる製品**は**平成21年4月1日以降に製造･輸入されたもの**で、製品の見やすいところに「特定保守製品」と表示されています。

※　**新築だけでなく既存建物のリフォームであっても**、製品が平成21年4月1日以降に製造･輸入されたものであれば、**義務･責務が生じます。**

※　製品に「特定保守製品」の表示が無いなど、**対象製品かどうかが分からない場合は、義務･責務はありません。**

※　特定保守製品の表示のある製品を店頭などで販売する際には、ＰＯＰなどで消費者に長期使用製品安全点検制度の対象製品であることをわかりやすく情報提供することが望まれます。

製品に「特定保守製品」と表示されています。

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名
   株式会社ＡＢＣ
   ○○県○○市○○町＊＊
2. 製造年月　20XX年XX月
3. 製造番号　XXXX-XXXXX
4. 設計標準使用期間　△△年
5. 点検期間
   20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
   株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
   0120-XX-XXXX

Ⅰ（4） 特定保守製品取引事業者の役割

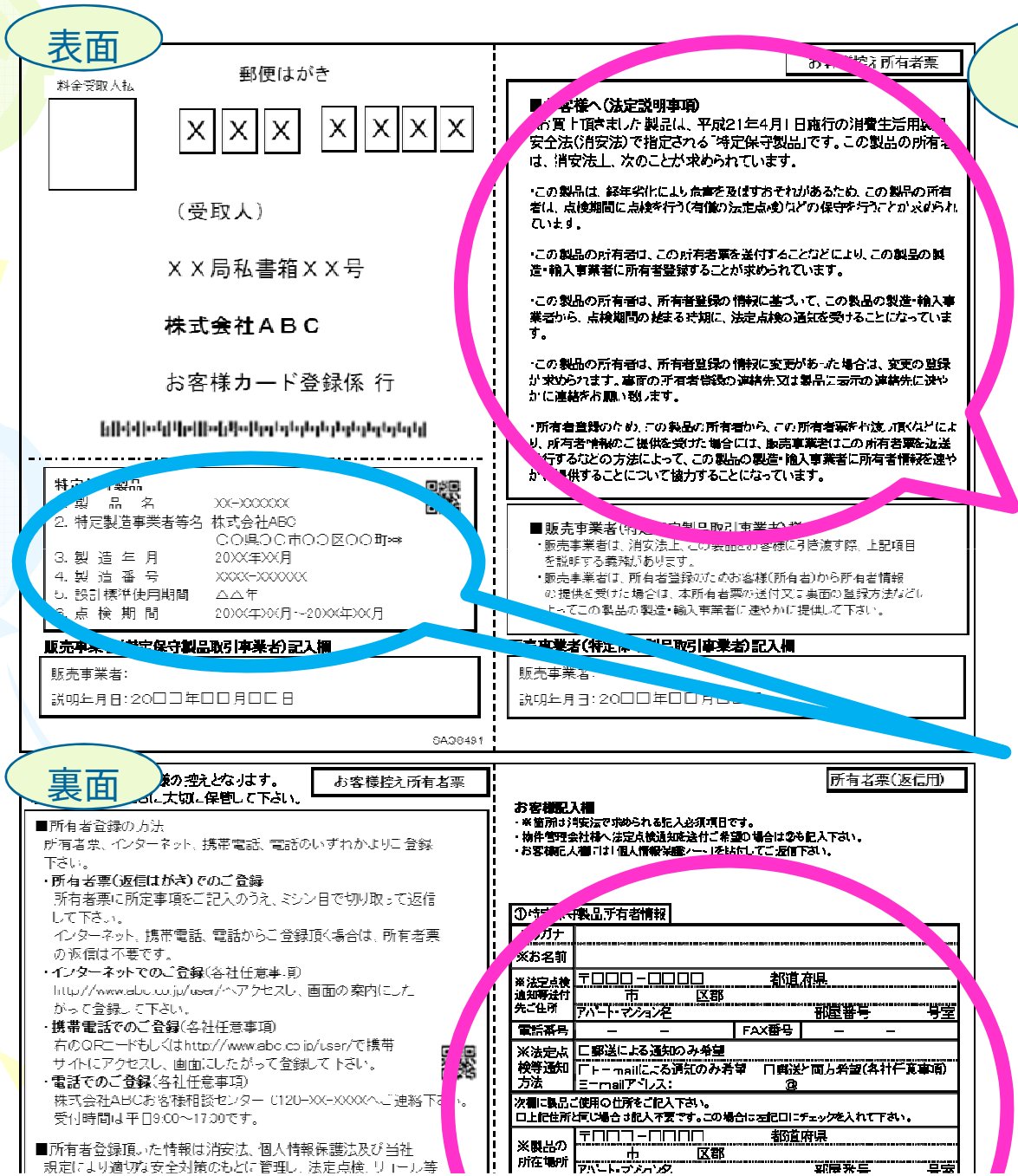

所有者票のイメージ

※ 所有者票は、製品毎に同梱されています。
※所有者票を示して、説明し記入してもらって、返送してください。

法定説明事項

※ 所有者票には、製品に表示されている「設計標準使用期間」などが記載されています。

説明し記入してもらって、返送してください。

法定説明事項

※ 所有者票には、製品に表示されている「設計標準使用期間」などが記載されています。

購入者に記入してもらい、所有者票を回収して投函

法定説明事項の説明義務（補足）

✓説明の相手方は一般消費者に限らない（所有者として家屋賃貸人等の事業者がありうることを考慮）

✓説明すべき時期は、まさに引渡しを行うその時でなければならないわけではなく、引渡しと時間的に先後することは許される（ただし時間的に密接であることは必要）

✓説明は、特定保守製品を設置する事業者に委託することもできる。ただし、委託された者がきちんと説明をしなかった場合には、その責任は特定保守製品取引事業者にある。

✓取得者が、①製品又は製品が付属する建物を再度譲渡することを目的として取得しようとする者（卸業者、建物の転売）の場合、②製品又は製品が付属する建物を賃貸することを約して取得しようとする者（セール・アンド・リースバック）の場合、③製品の知識を有し、保守を的確に遂行することができる者（ＡＭ業者・ＰＭ業者）に委託することとして取得しようとする者の場合、④製品を廃棄する旨を申し出て建物を取得しようとする者の場合、⑤建物に製品を付属させ、建物を譲渡することを目的として取得しようとする者の場合は説明不要となる。

✓卸業者等の流通段階の販売事業者には法律上、説明義務は課されないが、特定保守製品に関して特定保守製品取引事業者には義務・責務が発生することを、取引先に対して説明をお願いします。

所有者情報の提供の協力責務（補足）

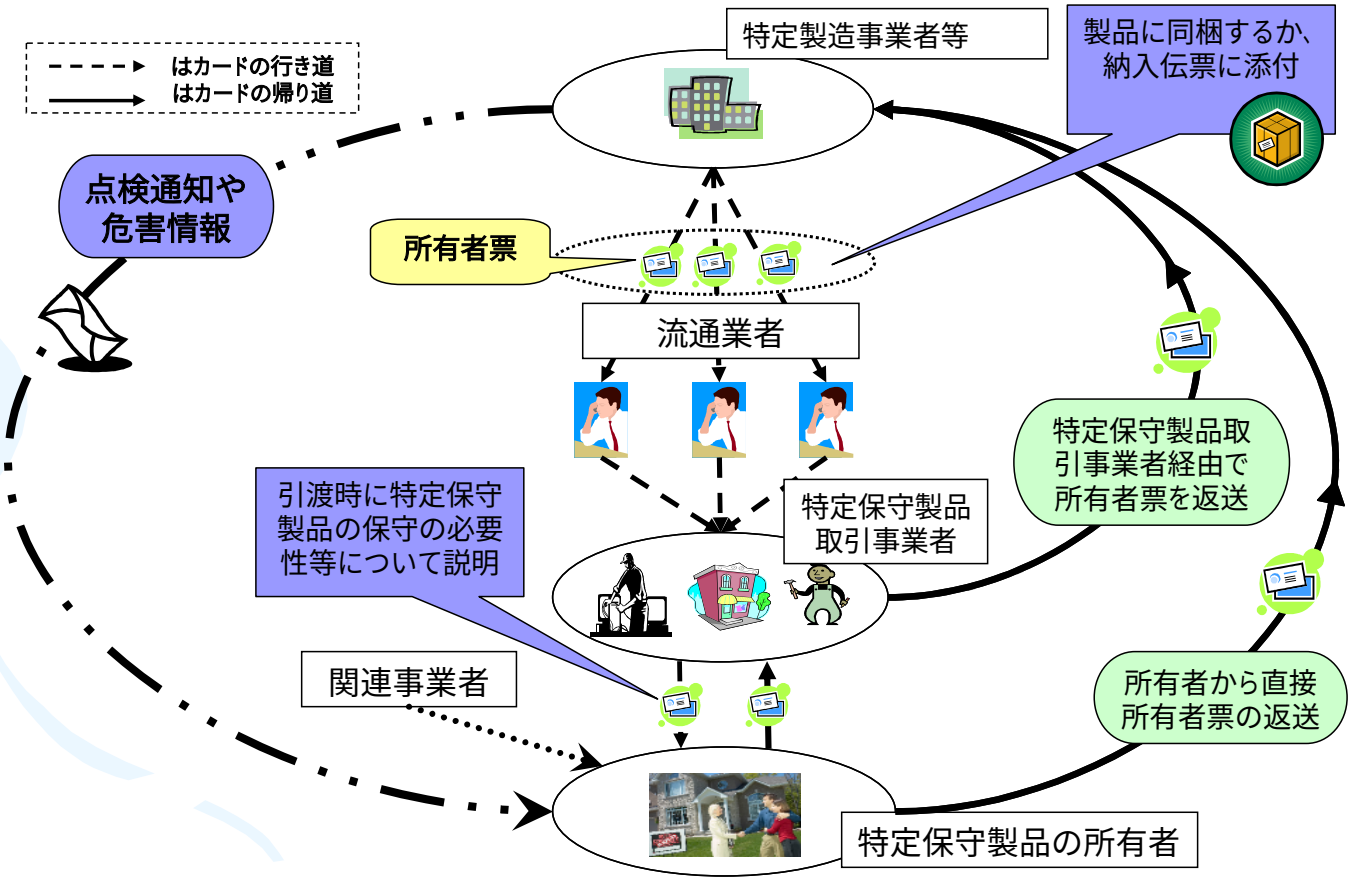

※協力の方法としては、所有者票を代わって送付することのほか、ウェブ登録を設けているような特定製造事業者等の製品の場合には**ウェブ登録**を代わって行うといったこと、一覧表にしてまとめて送付するといったことが考えられる。

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（５）関連事業者の役割

所有者への情報提供の責務

特定保守製品の取引の仲介（不動産取引仲介業者等）、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者（**関連事業者**）は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者登録等の必要性についての**情報が円滑に提供されるよう努めなければならない**。（法第32条の７）

※１ 行政処分は伴わない　※２ 法施行日（平成２１年４月１日）以降に製造・輸入された製品に限る

具体例

①**不動産取引仲介業者**
　建物の売主から買主に対して渡される**設備表**に、特定保守製品に関する記載を設ける

②**設置事業者**
　引越、リフォーム工事に伴う設置のような場合に、所有者登録内容の更新等の必要性を伝える

③**修理事業者**
　修理の際に所有者登録されているか、されていなければ登録等の必要性を伝える

④**エネルギー供給業者**
　保安点検・調査の結果や料金等を需要家に対して通知するにあたり、**書面・チラシ**等を配布する場合は、当該書面等に所有者登録・変更等の必要性を記載する。また、需要家と対面する機会に所有者登録等の必要性を伝える。

仲介業者用定型書式のイメージ

①特定保守製品（屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機）の**設置の有無**

②特定保守製品とは、消費生活用製品安全法第2条第4項により指定されている製品で、製品の所有者に**所有者登録等の責務**と**点検等の責務**が課されています。

所有者への情報提供の責務（補足）

✓情報提供の相手方は一般消費者に限らない（所有者として家屋賃貸人等の事業者がありうることを考慮）

✓情報提供すべき時期は、所有者に接する機会や所有者へ何らかの連絡をする機会

✓製品に「特定保守製品」の表示が無いなど、対象製品かどうかが分からない場合は、責務はありません。

✓責務の対象となる製品は、平成２１年４月１日以降に製造・輸入されたもので、製品の見やすいところに「特定保守製品」と表示されている。

✓同梱の所有者票は捨てずに、特定保守製品取引事業者に確実に渡す。（特定保守製品取引事業者から指示をされている場合は当該指示に従う）。

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（６）所有者の役割

所有者情報の提供の責務及び点検等の保守の責務

- 特定保守製品の**所有者**は、特定製造事業者等に対して、**所有者情報を提供する責務**を負う（法第32条の8第1項）
- 特定保守製品の**所有者**は、事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、**点検を行う等その保守に努める**ものとする（法第32条の14）
- 特に、特定保守製品を**賃貸の用に供する事業者**は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることからも特にその保守が求められる（法第32条の14第2項）

※1　行政処分は伴わない　　※2　法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品に限る

製品がいったんエンドユーザー（消費者）の手に渡った後は、所有者が管理するのが原則
→**消費者基本法**にも「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない」（同法第7条第1項）とあることを受け、所有者の責務を規定
∵管理を怠ることにより事故が発生すれば、自己だけではなく**第三者にも危害が及びうる**

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（７）経年劣化に関する情報収集・提供

Ⅰ（7） 経年劣化に関する情報収集･提供

問題点

経年劣化に起因する危害は、特定保守製品に**限らず**起こりうる

事故報告制度によって得られた情報を**国が**分析し、その結果として得られる**経年劣化に関する情報**（例：どのような製品につき経年劣化による危害が生じるか、どのような材料が劣化しやすく、いかなる危害が発生しうるか等）を**公表**する（法第32条の21） ※**既販品**も対象

製造･輸入事業者は、公表された情報を活用し、**設計**や製品への**表示の改善**を行うよう努める（法第32条の22第1項）

例：他社が製造する同種の製品で、経年劣化による危害が発生したという情報が国から公表された場合に、それを生かして**注意喚起表示**を行う

製造･輸入事業者、小売販売事業者は、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、収集した**情報を一般消費者に提供する**よう努める（法第32条の22第2項） ※**既販品**も対象

例：**カタログ**に「この製品は○○年程度使用すると経年劣化による危害の可能性が高くなります」といった記載を行う

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（８）長期使用製品安全表示制度について

長期使用製品安全表示制度（点検制度との違い）

	長期使用製品安全表示制度（本制度）	長期使用製品安全点検制度
規　制　方　法	◆電気用品の技術上の基準を定める省令の改正	◆消費生活用製品安全法の改正
対　象　製　品	経年劣化による重大事故の発生率が点検制度対象製品まではないものの、発生件数が一定程度の製品（産業用のものを除く。） ➢扇風機 ➢エアコン ➢換気扇 ➢洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）及び脱水機（洗濯機と一体になっているものに限る。） ➢ブラウン管テレビ	経年劣化による重大事故の発生率が一定割合以上の製品 ➢ガス瞬間湯沸器（都市ガス用及びLPガス用） ➢ガスバーナー付きふろがま（都市ガス用及びLPガス用） ➢石油給湯器 ➢石油ふろがま ➢FF式石油温風暖房機 ➢ビルトイン式食器洗機 ➢浴室用乾燥機
内　容	◆技術基準適合義務（従来と同様。） →追加項目（長期使用時の注意喚起表示）の遵守	◆点検制度の遵守 →所有者に対する対象製品の所有者登録、製造事業者等に対する点検応諾、販売事業者等に対する引渡時の説明　　等

長期使用製品安全表示制度　～ 表示内容 ～

◆製造年
◆設計上の標準使用期間
◆設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

＜表示例＞

（①ヨコ書き）

【製造年】　20XX年
【設計上の標準使用期間】　△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

（②タテ書き）

【製造年】　20XX年
【設計上の標準使用期間】　△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

◆　文字は判読しやすいように可能な限り大きいことが原則。
（文字の大きさ（高さ）３．０mm程度～が目安）
◆　スペースに限りがある場合は、ある程度距離があっても読める範囲の大きさの文字とすること。
（文字の大きさ（高さ）～２．０mm程度が限度）
◆　表示は、スペースを有効に活用するため、ヨコ書き、タテ書きは問わない。
◆　銘板等に既に製造年を表示している場合、その近傍に本表示をする場合に限り製造年の表示を兼用しても良い。

長期使用製品安全表示制度　～ 設計上の標準使用期間 ～

設計上の標準使用期間の算定の根拠など

◆　標準的な使用条件等の設計標準使用期間の算定根拠を、製品に同梱する取扱説明書等に記載することが望まれます。

◆　また、標準的な使用条件※を超えて使用した場合に設計上の標準使用期間が変動してしまうおそれがある場合には、その旨を取扱説明書等に明記することが望まれます。

◆表示された設計上の標準使用期間は、実際に実施した試験データ等の記録を保管し、説明できる状態にしておくことが望まれます。

※ 設計上の標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの標準的な使用条件について、ＪＩＳを策定。

～ 設計上の標準使用期間 ～

設計上の標準使用期間の算定

① 標準的な使用条件を設定（次ページ参照）

② ①を踏まえ、試験条件を設定（例：1．6（時間／回）×5（回／日）×110（日／年）×○年＝●時間）

③ ②を踏まえ、製品全体の耐久試験、加速試験を実施（※）

※ 各社ノウハウによる加速試験や、
構成部品の仕様、耐久試験結果等に基づき合理的に算出された数値を活用することができる

④ 安全上支障が生ずるおそれが著しく少ない、又はその旨を判断することができなくなる年数を設定

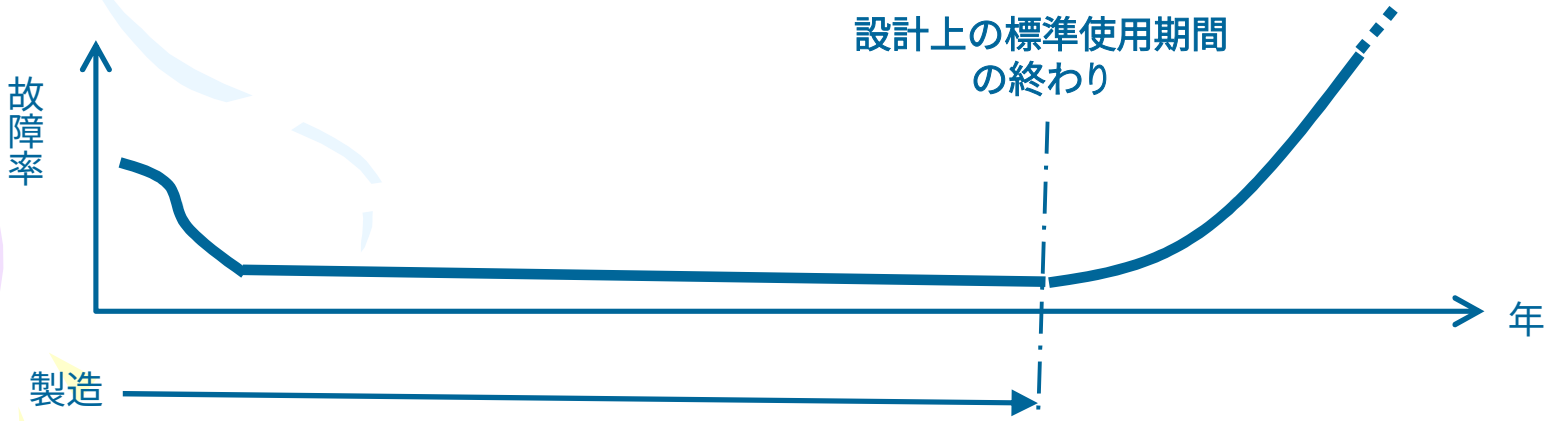

～ 設計上の標準使用期間 ～

扇風機の標準使用条件（JIS C9921-1から抜粋）

環境条件	電圧		単相100 V又は単相200 V	製品の定格電圧による。
	周波数		50 Hz及び／又は60 Hz	
	温度		30 ℃	
	湿度		65 %	
	設置		標準設置	製品の取扱説明書・据付説明書による。
負荷条件			定格負荷（風速）	製品の取扱説明書による。
想定時間など	扇風機（壁掛け扇，天井旋回扇を含む。）	運転時間	8 h／日	
		運転回数	5回／日	
		運転日数	110日／年	
		スイッチ操作回数	550回／年	
		首振運転の割合	100 %	
	天井扇	運転時間	10 h／日	
		運転回数	5回／日	
		運転日数	180日／年	
		スイッチ操作回数	900回／年	
		首振運転の割合	規定しない。	

注記 環境条件の湿度65 %は，**JIS Z 8703**の試験状態を参考としている。

長期使用製品安全表示制度　～ 製品への表示場所～

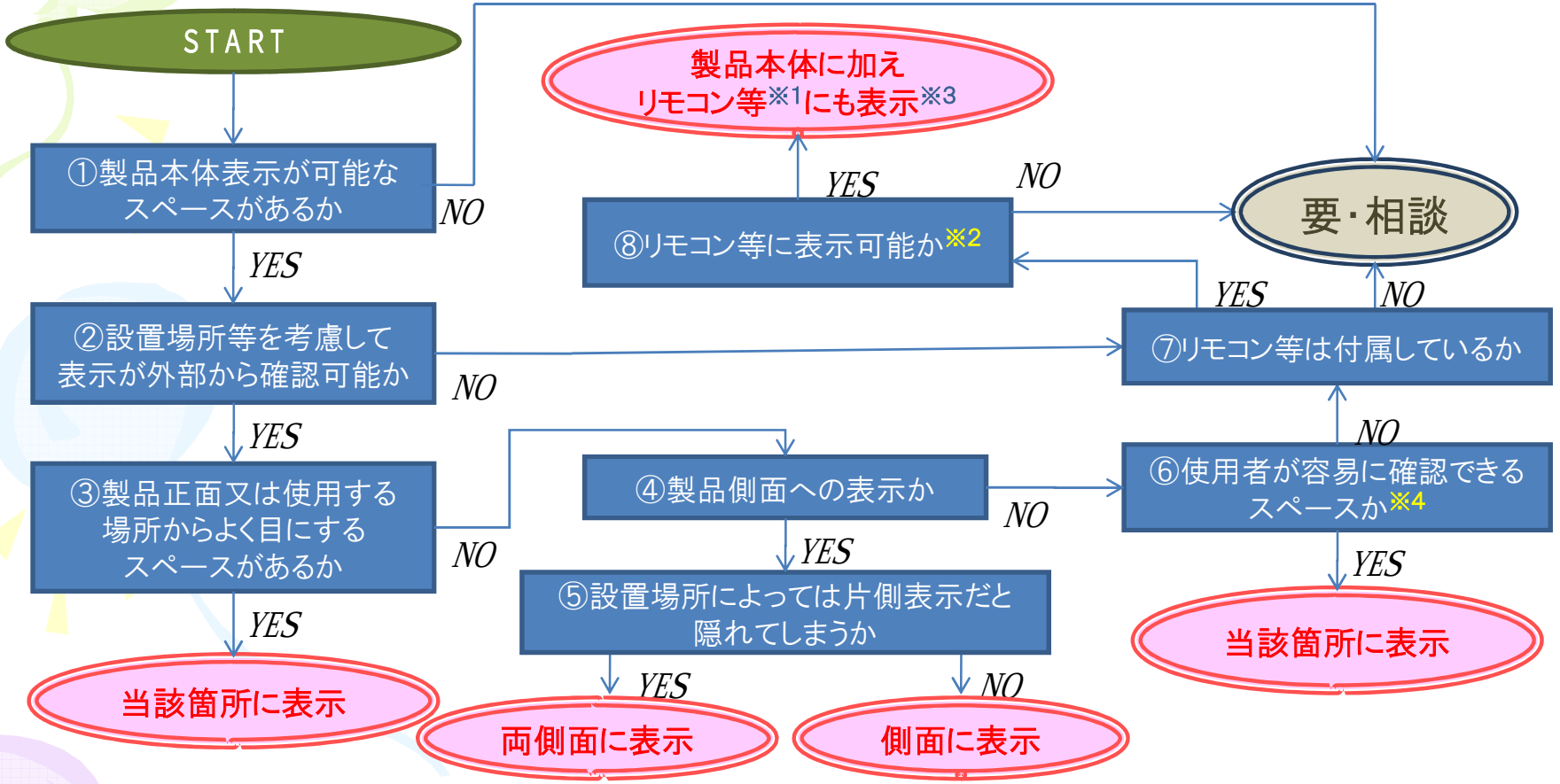

注１　リモコン等とは、リモコン、壁等に据え付けるスイッチ、その他の使用者がよく目にし、かつ、長期間交換等が想定されていない付属品等が考えられる。

注２　リモコンに十分な**表示スペースがない**、あるいはリモコン等と製品本体が対応していないため**製造年や標準期間が明記できない**等が判断基準となる。

注３　本体に表示するとともに、リモコンにも最小限の情報として**「本体の表示」や「取扱説明書」を見るよう促す旨**を記載すること。

注４　**高い場所に設置する際の製品下面**、**目線より低い場所で使用される際の上面**、その他の製品使用時によく目にする場所等が該当。

■表示例（扇風機①（リビング扇））

◆<u>正面から見える位置に表示</u>する。

例 ①　台座の前面又は左右のスペース

②　柱の正面（側面でも表示があることを認識出来れば可）

③　首の上面

◆<u>柱の後方や、柱に隠れる台座部分は不可。</u>

例　扇風機（リビング扇）

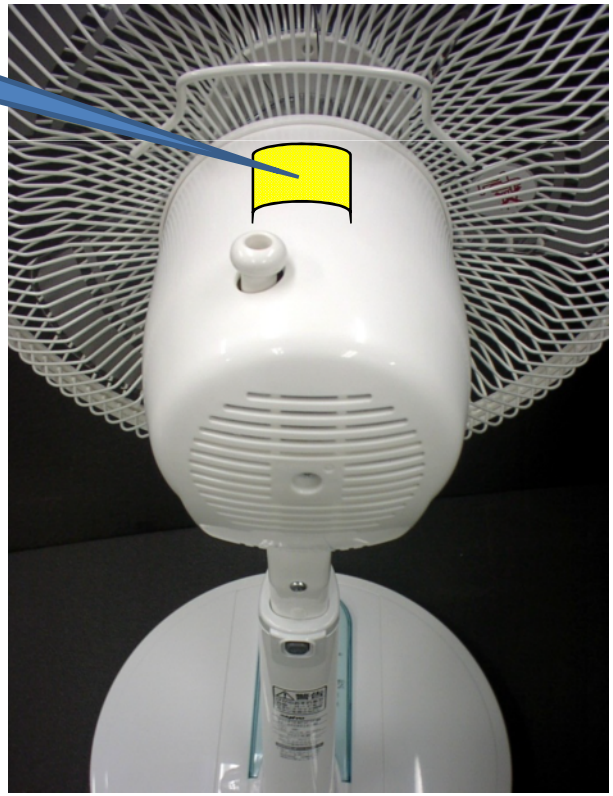

■表示例（扇風機②（壁掛け用））

◆正面から見える位置に表示する。
例①　台座の前面又は左右のスペース
②　首の下面
◆上記のスペースに表示する場合、文字が小さくなって判読しにくくなる等の場合には柱の側面（ただし、両側に表示→例③）に表示する。
◆柱の後方や、柱に隠れる台座部分、首の上面は不可。

例　扇風機（壁掛け扇）

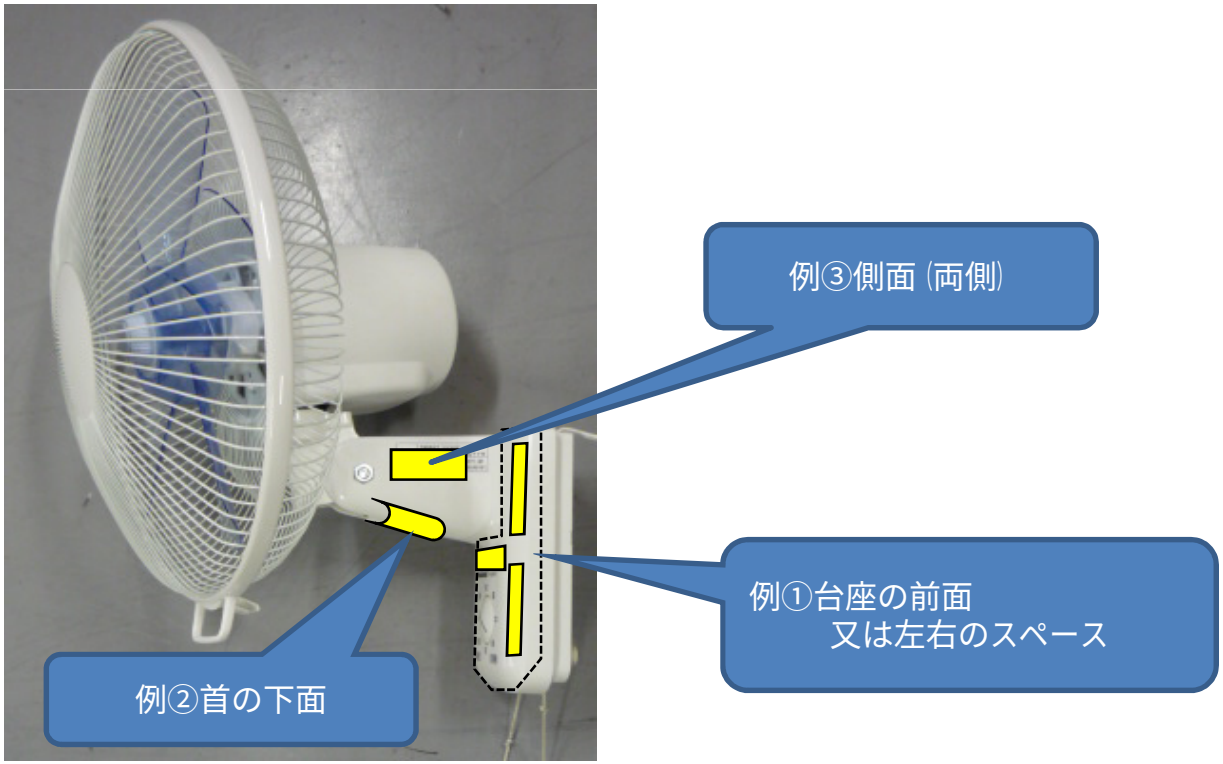

■表示例（扇風機③（天井扇））

◆製品本体に表示。
◆天井扇は、主として本体の表示内容が確認できないくらいの高所に設置されるため、付属のリモコン・スイッチ等にも併せて明記すること。
- ➢原則、製造年、設計上の標準使用期間及び長期使用時の注意を表示。
- ➢本体とコントローラーの流通経路が異なり、本体の製造年や設計上の標準使用期間が特定できない場合は、製造年は「本体に記載」、設計上の標準使用期間は「本体及び取扱説明書に記載。」と表示。
  - → 取扱説明書に上記項目又はそれを確認する方法を記載すること。

例　扇風機（天井扇）

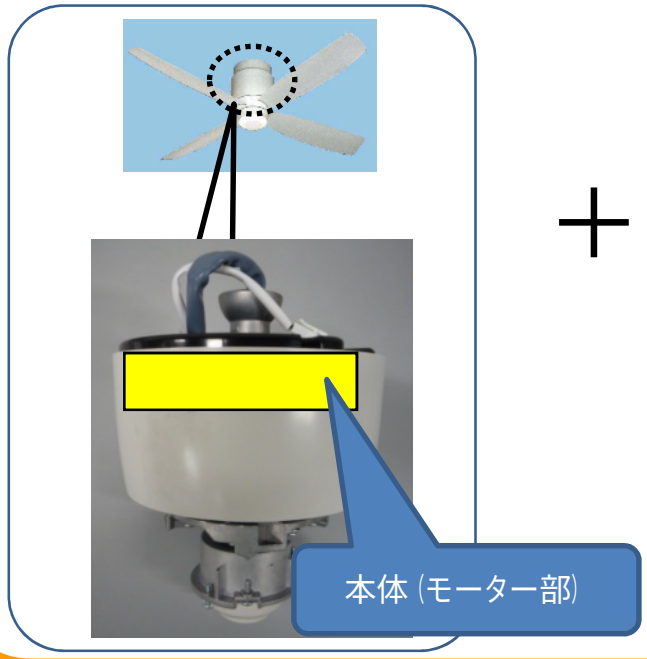

＋

＜表示内容の例＞

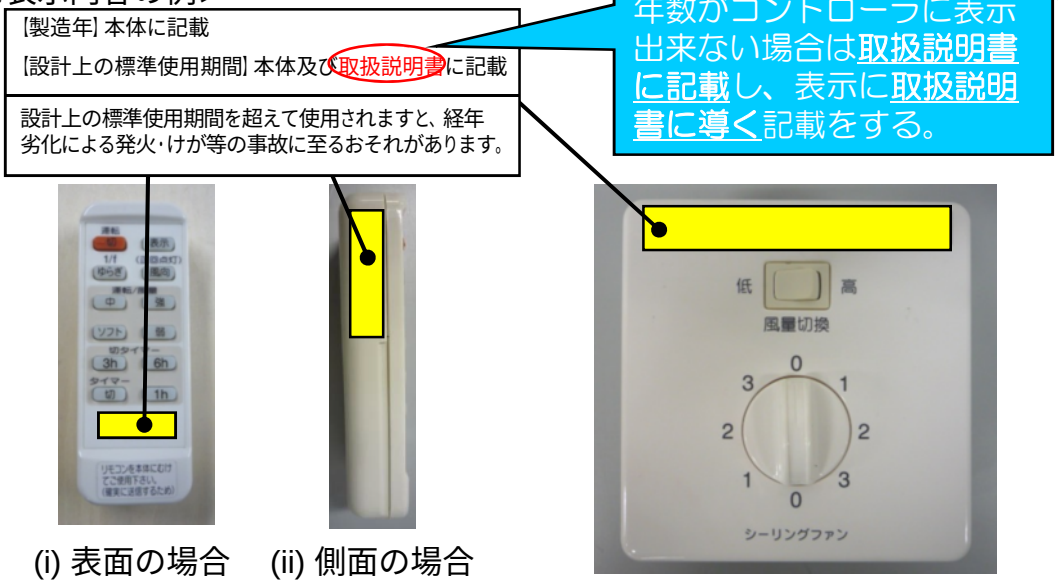

■表示例（換気扇①（天井埋込型））

◆製品本体に表示。
◆天井埋込型は、本体表示が確認しにくいため、ルーバーのスペースに併せて表示。
- ➢原則、製造年、設計上の標準使用期間及び長期使用時の注意を表示。
- ➢本体とルーバーの流通経路が異なるなど、本体の製造年や設計上の標準使用期間が特定できない場合は、製造年は「本体に記載」、設計上の標準使用期間は「本体及び取扱説明書に記載。」と表示。
  - → 取扱説明書に上記項目又はそれを確認する方法を記載すること。

◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　天井埋込型換気扇

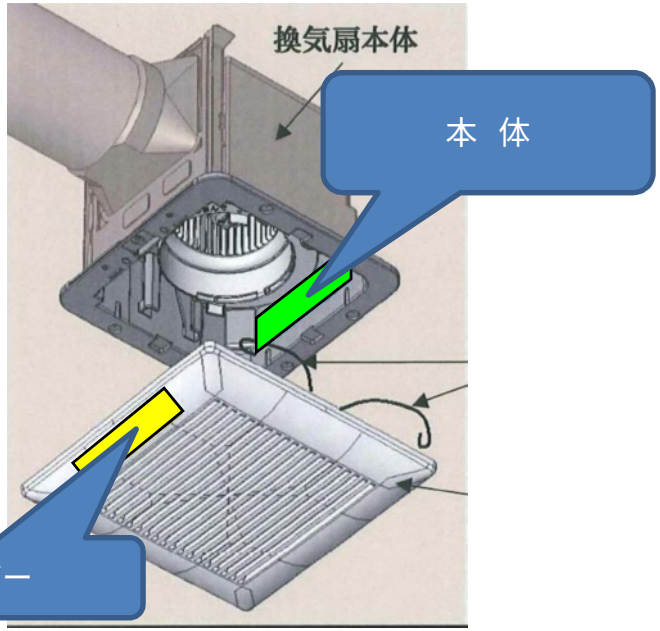

設計上の標準使用期間がルーバーに表示出来ない場合は取扱説明書に記載し、表示に取扱説明書に導く記載をする。
※「扇風機③（天井扇）」と同様。

■表示例（換気扇②（パイプ用ファン（トイレの壁取り付け））

◆原則、<u>ルーバー正面に表示</u>。
◆正面への表示よりも確認しやすい場所がある場合、又は正面への表示が不可能な場合は、<u>正面以外の使用者が見える位置</u>。
例①　<u>高所設置時の下面</u>
②　<u>目線程度の高さへの設置時の側面</u>　　等
◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　パイプファン（トイレの壁取り付け）

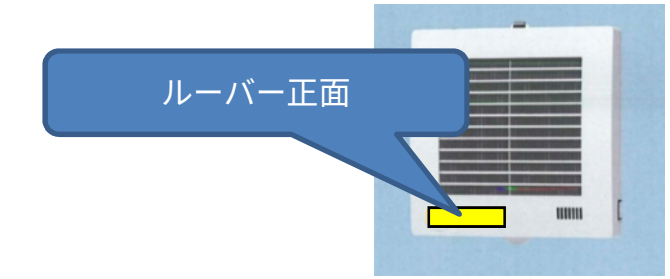

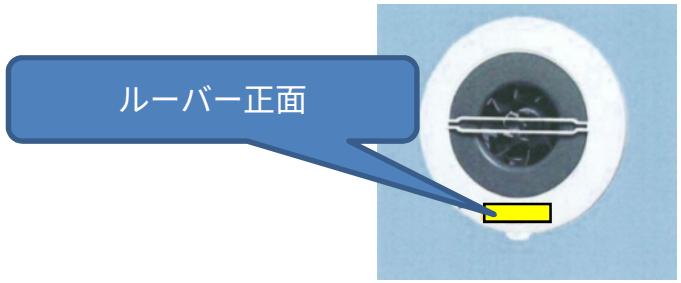

＜正面以外の表示例＞

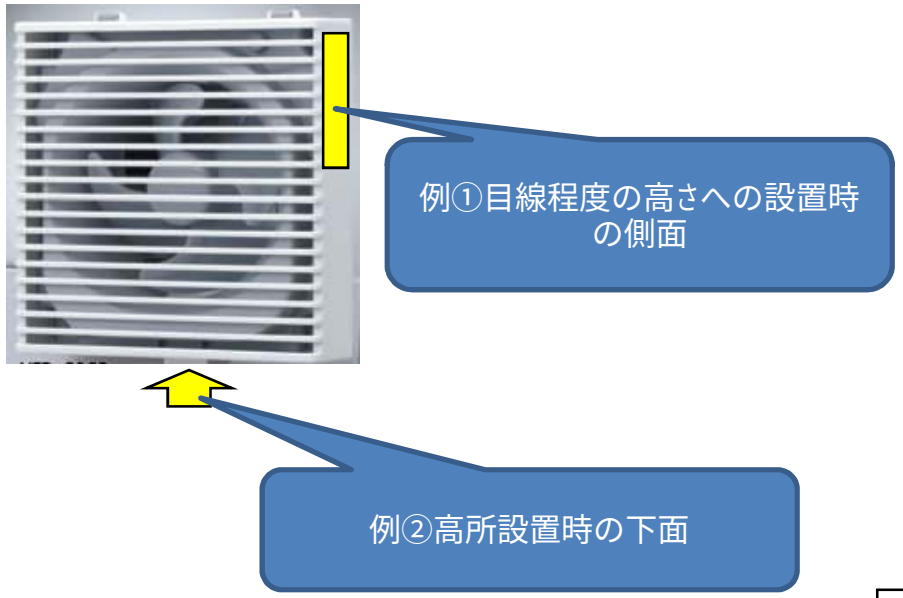

■表示例（換気扇③（一般換気扇（居室及び台所の壁取付け））

◆原則、<u>ルーバー正面に表示</u>。
◆正面への表示よりも確認しやすい場所がある場合、又は正面への表示が不可能な場合は、<u>正面以外の使用者が見える位置</u>。
例①　<u>高所設置時の下面</u>
②　<u>目線程度の高さへの設置時の側面</u>　　等
◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　一般換気扇（居室及び台所の壁取付け）

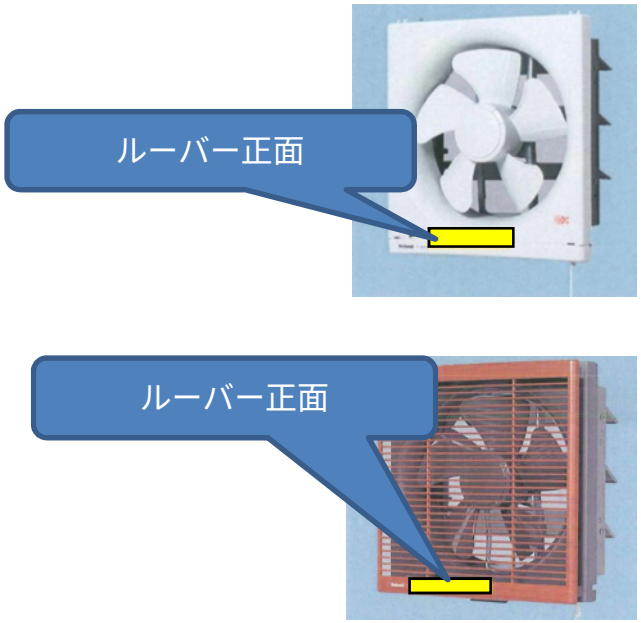

＜正面以外の表示例＞

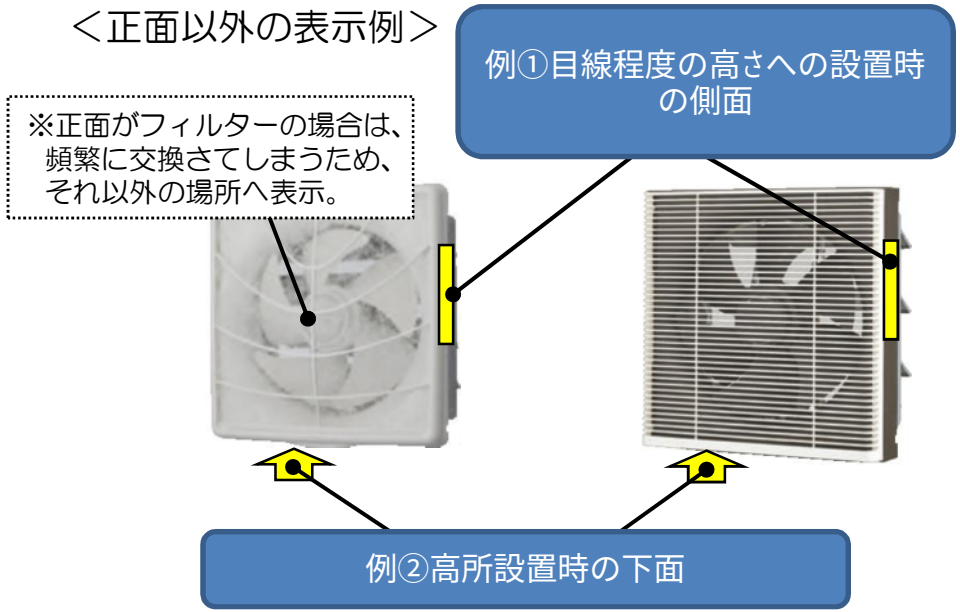

■表示例（換気扇④（レンジフードファン（台所の壁取付け））

◆フードの表面（例①）又は内面（例②）に表示。
◆コントローラーが付属している場合は、それに併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　レンジフード（台所の壁取付け）

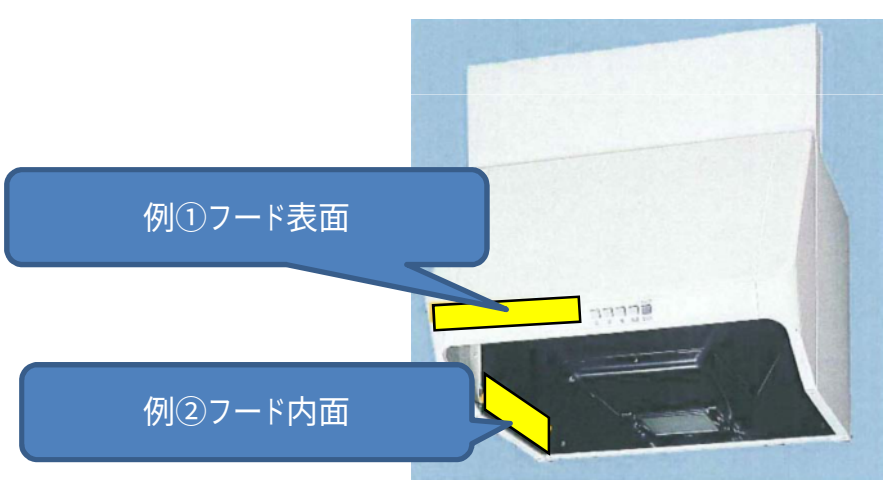

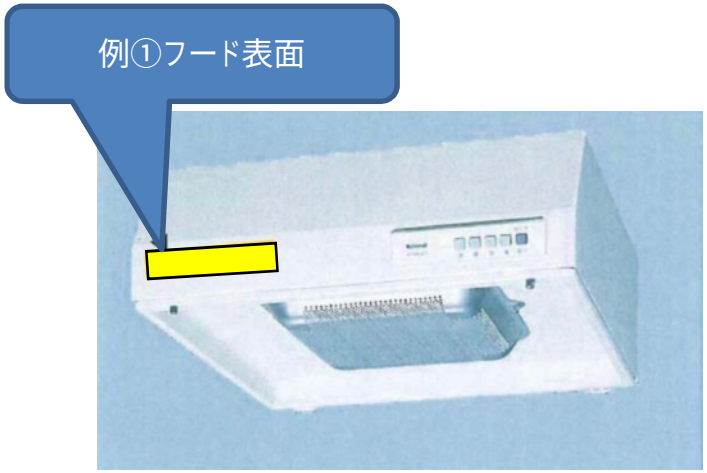

■表示例（換気扇⑤（熱交換型（天井裏につり下げ設置））

◆製品本体に表示。
◆本体を天井裏に設置するため、
- 取扱説明書に本体の表示場所及びその確認方法を掲載すること。（説明図を併せることが望ましい。）
- 本体表示が確認しづらいため、コントローラーが付属している場合は、取扱説明書を参照する旨又は確認のためのお問い合わせ先を記載する。

（表示方法・表示内容については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　熱交換型換気扇（天井裏につり下げ設置）

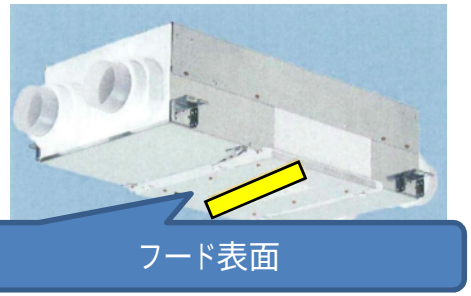

＋

＜コントローラー表示内容の例＞

コントローラーに記載

【製造年】本体に記載
【設計上の標準使用期間】本体及び取扱説明書に記載
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火･けが等の事故に至るおそれがあります。
上記に関するお問い合わせ
(株)〇〇ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ　Tel:120-xxx-xxx

※本体表示そのものが確認しづらいため、使用者が確認できる工夫をする。

＜取扱説明書の記載例＞

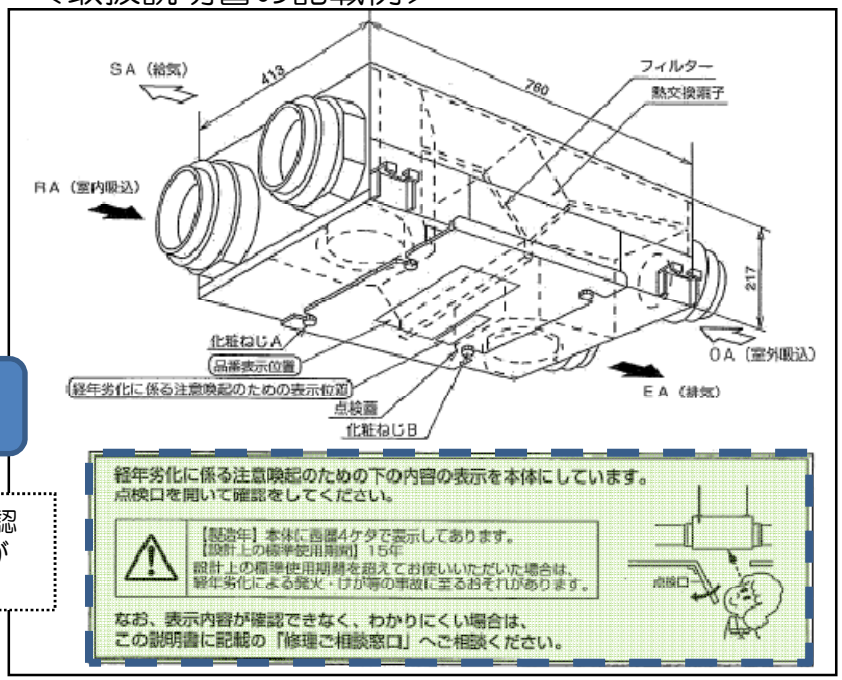

■表示例（換気扇⑤（空調換気扇（壁掛け、壁埋込型））

◆製品本体（ルーバーを含む。）に表示。
例①　本体正面
②　高所設置時の下面　　等
◆リモコン等が付属している場合は、それにも併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　空調換気扇 (壁掛け、壁埋込型)

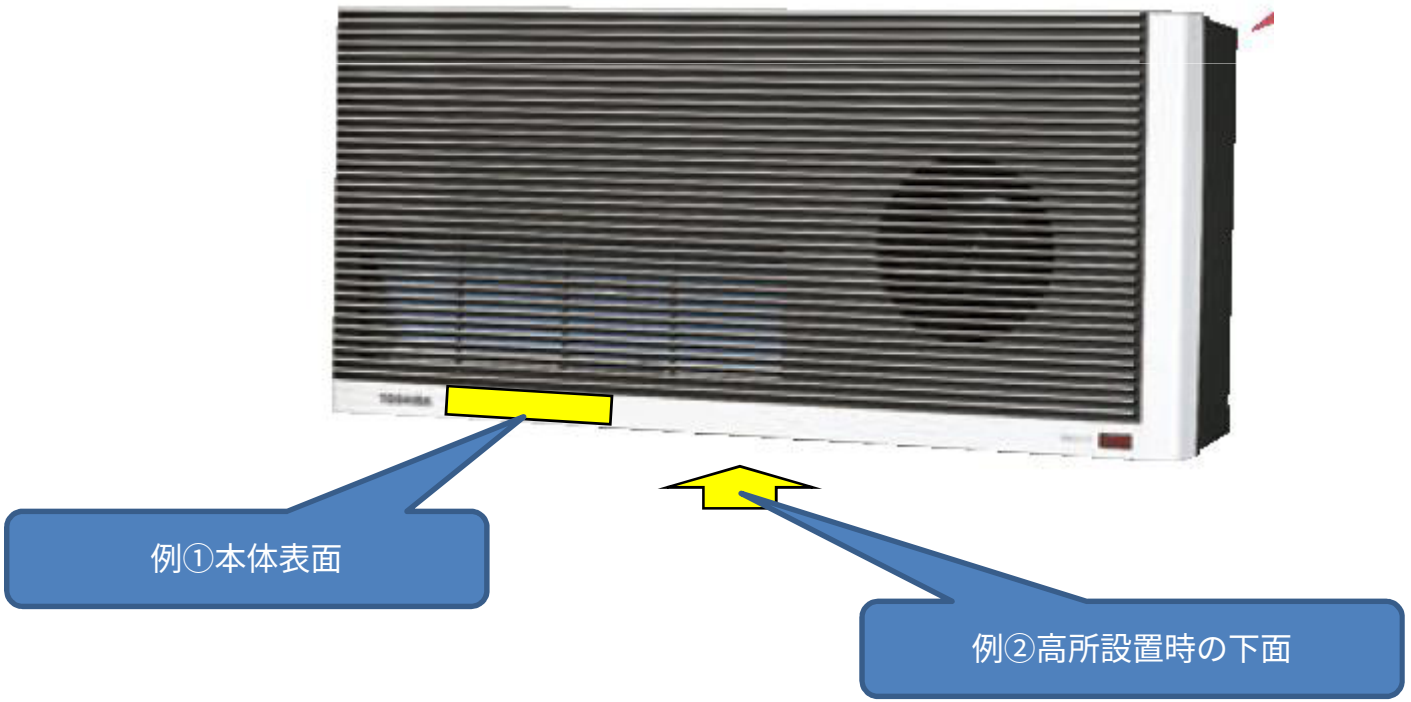

■表示例（電気冷房機）

◆室内機に表示する。
例①　室内機正面
②　高所設置時の室内機底面
◆リモコン等が付属している場合は、それにも併せて表示することが望ましい。
（表示方法については、「扇風機③（天井扇）」と同様。）

例　電気冷房機（室内機）

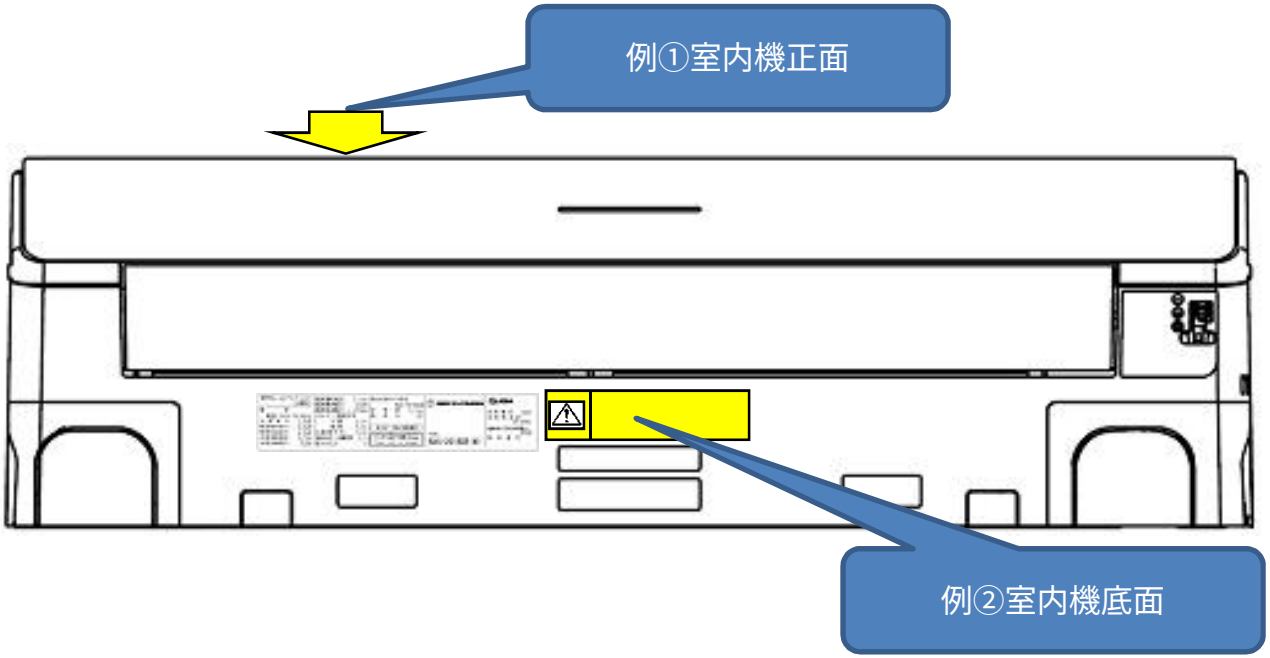

■表示例（電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）①）

◆<u>使用する位置から見える場所に表示</u>する。
例①　本体正面
②　ふた上面　　等
◆使用時に、ふたや扉等よく開閉を行うものであってその裏面が確認しやすいものである場合、当該箇所でも良い。
◆<u>裏面に表示する場合、折りたたみ等で見えにくくなる場所は不可</u>。

例　全自動洗濯機

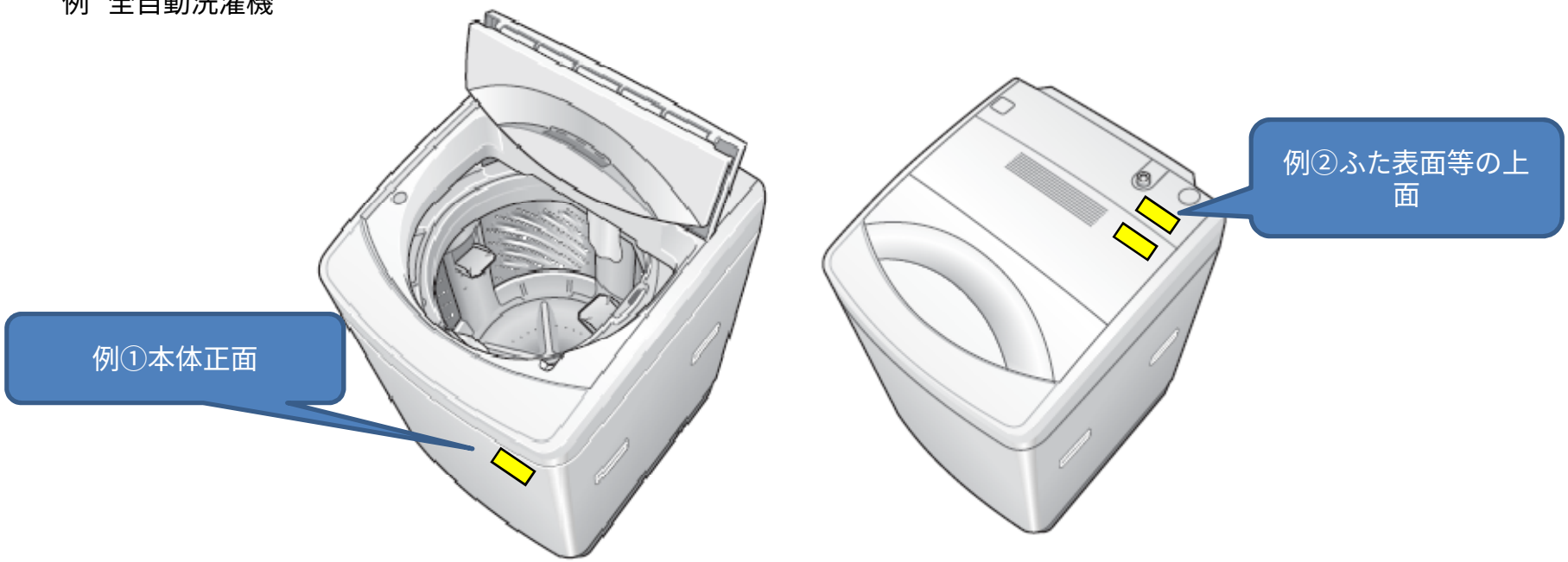

※　上図のように、折りたたみ式のふたの裏面は不可だが、次ページの二槽式洗濯機のように完全に確認できるふたの裏面ならば可。

■表示例（電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く。）②）

◆<u>使用する位置から見える場所に表示</u>する。
例①　本体正面
②　ふた上面
③　ふた裏面　　等
◆使用時に、ふたや扉等よく開閉を行うものであってその裏面が確認しやすいものである場合、当該箇所でも良い。
◆<u>裏面に表示する場合、折りたたみ等で見えにくくなる場所は不可</u>。

例　二槽式洗濯機

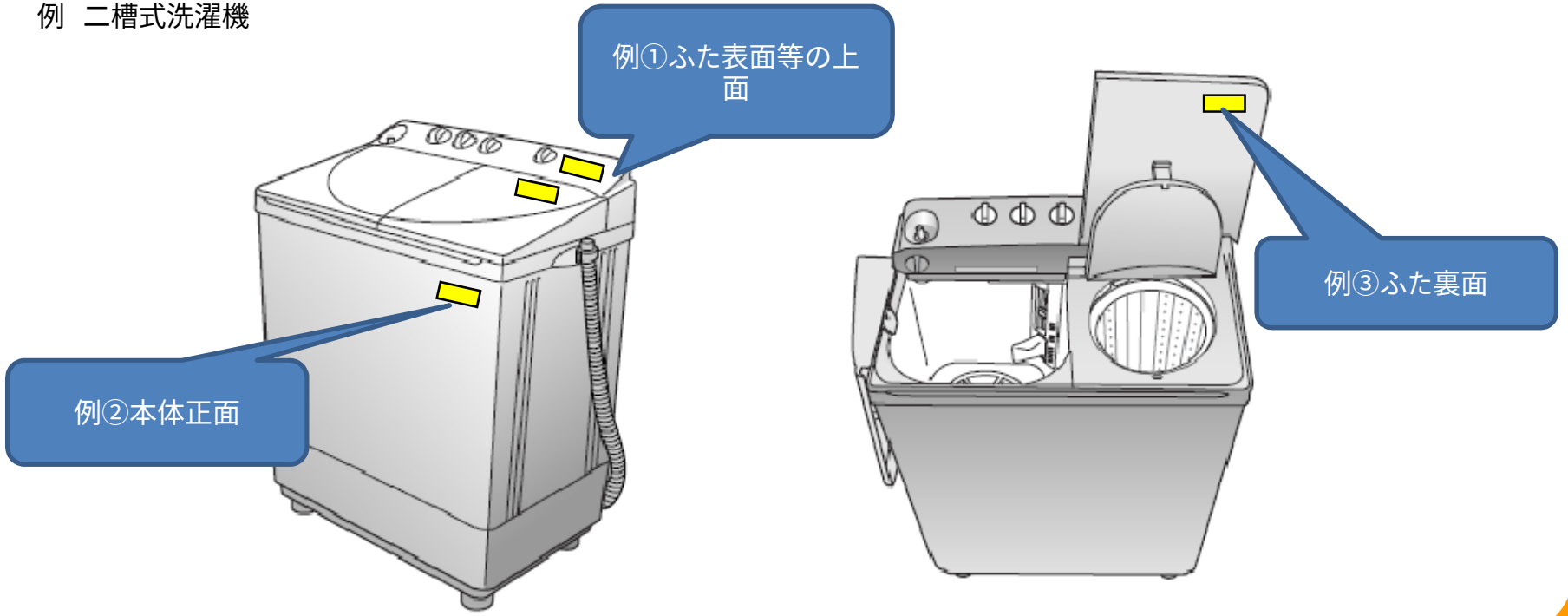

■表示例（ブラウン管テレビ）

◆原則、<u>正面に表示</u>する。
◆スペースがない場合あるいは側面の方がより確認しやすい場合（文字の大きさ等）は側面（正面に近い位置）に表示する。

例　ブラウン管テレビ

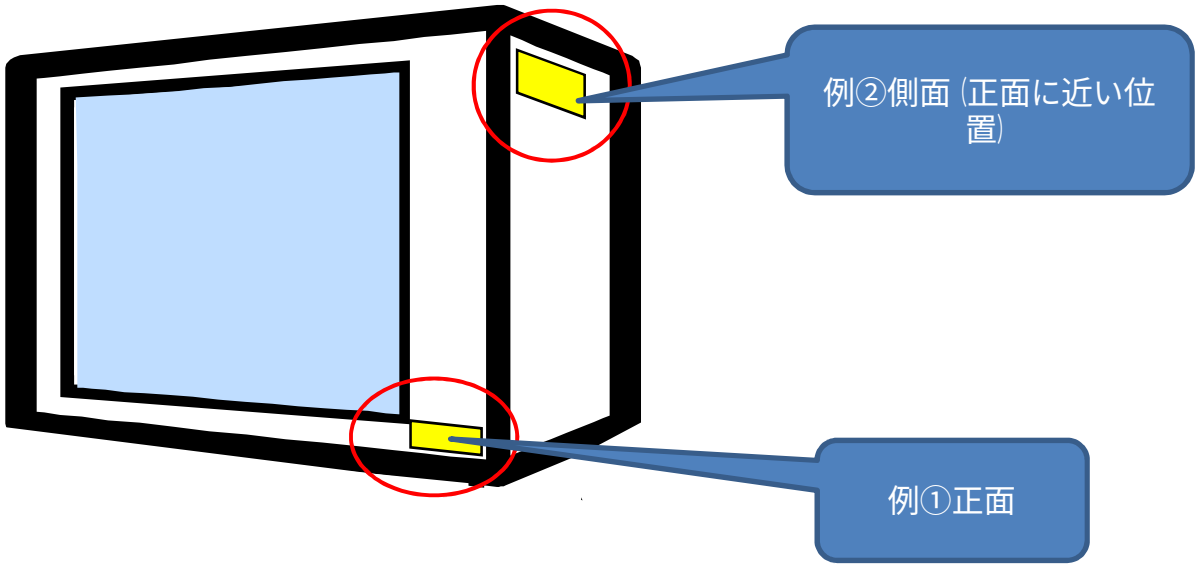

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（９）施行までの取組

長期使用製品安全点検･表示制度の周知にご協力下さい。

店頭でのポスター掲示やＰＯＰでの説明、
チラシの配布など

国･自治体等による制度運用整備の取組み

･制度のガイドライン （ホームページで公表）
- ･長期使用製品安全点検･表示制度ガイドライン
- ･個人情報の取扱いに関するガイドライン
- ･ＯＥＭ生産品･ＰＢ品の取扱いに関するガイドライン
- ･長期使用製品安全表示制度の表示例

･特定保守製品の点検基準の解説 （ホームページで公表）
　各社の点検の手引きの参考資料となる点検基準の補足説明

･立入検査のマニュアル
　販売事業者の立入り検査を実施する都道府県担当者用のマニュアルを作成。

国・自治体等による周知活動

・政府広報

＜テレビ番組　5本＞、＜インターネット広告　3本＞、＜ラジオ番組　2本＞

＜新聞＞　新聞突き出し広告（7紙）2月17日～22日

新聞広告（全国紙、地方紙）3月28日

＜雑誌広告＞

文藝春秋，レタスクラブ，週刊文春，女性セブン，家の光，毎日が発見

＜政府広報オンライン＞

お役立ち記事　http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200812/5.html

政府インターネットテレビ　http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2345.html

・メディアによる広報

広報誌や業界紙など約80紙に原稿提供や取材協力

国・自治体等による周知活動（続き）

・説明会及び消費者向けセミナー

ブロック説明会（9回） 約2千名，都道府県説明会（９５回） 約5千名，
製品安全点検日セミナー 約2千名，ＮＩＴＥセミナー約6千名，
団体説明会（２２０回）約１０万名　＜延べ参加者数　約１１万５千名＞

・広報媒体の配布

消費者向けリーフレット ８００万枚，消費者向けポスター１０万枚，
事業者向けパンフレット１３０万部，事業者向けガイドライン２５万部，
周知用ＤＶＤ（自治体利用）１２００枚，聴覚障害者用ＣＤ（適宜）

・所有者あて通知

平成２０年１２月
　賃貸住宅経営者・管理団体あて　通知
平成２０年１２月
　国・自治体の公営住宅・庁舎管理部署あて　通知

民間による制度運用整備の取組み

・標準的な使用条件のJIS化

＜長期使用製品安全点検制度　9品目＞
屋内式ガス瞬間湯沸器、石油給湯機　＜2008/06/20 制定＞
ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機　＜2009/03/20 制定＞
屋内式ガスふろがま、石油ふろがま、密閉式石油温風暖房機＜2009/07 制定予定＞

＜長期使用製品安全表示制度　5品目＞
扇風機、換気扇、エアコン、電気洗濯機、ブラウン管テレビ　＜2009/03/20 制定＞

民間による制度運用整備の取組み（続き）

・点検通知のタイムスタンプによる技術的補完

ガス小型湯沸器と給湯器・ふろがまについて、タイムスタンプ（点検時期告知）を搭載。
小型湯沸器については、既に平成２０年４月から導入開始。

・点検技術の確保

・（財）日本ガス機器検査協会が「ガス機器点検員資格制度」を創設。
・（財）日本燃焼機器検査協会が「石油機器点検員資格制度」を創設。
・（社）日本電機工業会が「長期使用製品安全点検制度における点検の技術的講習実施のためのガイドライン」を策定。各事業者は、これら制度に基づき、点検技術員を養成。
・（財）日本石油燃焼機器保守協会は、長期使用製品安全点検制度の創設を踏まえ、石油機器技術管理士が活用する「点検整備基準」を策定。

民間による周知活動

・製造・輸入事業者から関係事業者への周知

各事業者が、販売事業者向けパンフレット等を用意し、取引先に説明。
設置工事取扱説明書等に説明を記載したり、特定保守製品であることを梱包に表示。

・製造・輸入事業者によるチラシ、ホームページでの制度案内

・関連事業者による周知

ガス事業者や電力事業者（電気保安協会）が行う法定点検・周知の際に
一般消費者に配布される冊子等に本制度の周知文を掲載。

・事業者による注意喚起

家電関連の業界4団体において、扇風機等の長期使用製品安全表示制度の
対象5品目について、経年劣化事故防止のため、消費者向けの注意喚起チラシを
作成し、自治体の協力を得て、平成２０年５月以降、約２千８百万世帯に配布。

Ⅰ　長期使用製品安全点検・表示制度について

（１０）施行後の状況

施行後の状況

・特定製造事業者等の届出の受理

特定製造事業者等として届出のあった事業者は、３６事業者。

・特定製造事業者等の対応状況

特定製造事業者等の届出予定事業者に対して制度に関するホームページの掲載状況等について確認。特定製造事業者等は、平成２１年４月１日までに点検整備体制を整え、ホームページにおいて以下のような情報を公開している。

・制度の概要
・既販品のうち点検を受けることが推奨される製品の情報
・点検料金の目安　等

・販売店での対応状況

経済産業局等の職員が、全国の大手家電量販店、ホームセンター、住宅設備販売店、ガス器具販売店、大手スーパー等に対し対応状況を確認。

平成２１年４月１日（水）　２１店舗
平成２１年５月１１日（月）～１５日（金）　６２店舗

長期使用製品安全点検・表示制度　～ 店頭での対応例（1）～

長期使用製品安全点検・表示制度　～店頭での対応例（2）～

施行後の状況（続き）

・特定製造事業者等での所有者票回収状況の調査

所有者票の回収状況について、特定製造事業者等に返送された所有者票の数について、特定製造所業者等に対し報告の協力を依頼。今後、定期的に報告をいただき、回収状況の把握に努める。

・広報資料の活用

平成２０年度については事業者への周知活動の比重が高かったが、平成２１年度は消費者への周知を重点的に実施する。現在、都道府県、市区町村、製造・輸入事業者や流通事業者の事業者団体に対し周知活動への協力依頼と、広報資料の要望数を調査。昨年度に引き続き、リーフレット等の追加配布による周知を行っていく。

リーフレットについては、以下のような工夫をする。

・点検詐欺に対する注意や、対象となっている特定保守製品の経年劣化による不具合の兆候などの情報提供を入れる。

・視覚障害者用に、スピーチオ等の読み取り装置によって音声が聞けるＳＰコードを入れる。

・英語版を作成する。

II　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

Ⅱ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（１）石油燃焼機器の製品指定

石油燃焼機器が製品指定されました

石油燃焼機器を「消費生活用製品安全法」の規制品目に製品指定し、技術基準省令において具体的な内容を義務付けました。
（平成２１年４月１日施行、販売猶予期間は平成２３年３月３１日まで）

法規制対象：石油給湯機（灯油の消費量７０ｋW以下、熱交換器容量５０リットル以下）
・・・空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
石油ふろがま（灯油の消費量３９ｋW以下）
・・・空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
石油ストーブ（ファンヒーターを含む）（灯油の消費量１２ｋW以下（開放燃焼式で自然通気型は７ｋW以下））
・・・不完全燃焼防止装置、カートリッジ給油式ストーブに給油時消火装置等の義務付け（不完全燃焼防止装置は１年間、給油時消火装置は９月間、インターロック機構は９月間の製造猶予期間を設けた）

製品指定によって、ＰＳＣマークの表示がない石油燃焼機器は販売できなくなります。

ＰＳＣマークの例

石油給湯機

石油ふろがま

石油ストーブ

ファンヒーター

石油燃焼機器の販売事業者の皆様へ

○石油燃焼機器の規制について

石油燃焼機器（石油給湯機・石油ふろがま・石油ファンヒーターを含む石油ストーブ）が、消費生活用製品安全法の特定製品に指定されました。製造・輸入事業者は国が定めた安全基準を満たしＰＳＣマークを表示した上で販売しなければなりません。

販売事業者は石油燃焼機器にＰＳＣマークが表示されていることを確認した上で販売していただくことになります。

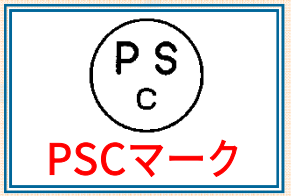

PSCマーク

○規制の開始

本規制は平成２１年４月１日から施行されますが、施行後２年間の経過措置が設けられます。したがって、平成２３年４月１日からＰＳＣマークのない石油燃焼機器は販売できなくなります。

（注）ＰＳＣマークの付いている石油燃焼機器は、空焚き防止装置の設置義務付け、一酸化炭素濃度基準値遵守、カートリッジタンクのふたの改善、カートリッジ給油式に給油時消火装置設置義務付け、不完全燃焼防止装置設置義務付けなどが課され、より安全な製品になります。

（これは、重大事故が発生している石油燃焼機器の事故を防止するため、製品の欠陥だけではなく、消費者の誤使用や不注意を招きやすい構造・機能を改良する必要があることから、必要な安全基準を新たに講じることとしたものです）

【お問い合わせ先】
経済産業省商務流通グループ製品安全課
TEL　03-3501-4707、FAX　03-3501-6201

Ⅱ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（２）リチウムイオン蓄電池の製品指定

リチウムイオン蓄電池が**製品指定**されました

従来電気用品安全法の規制対象として、コンセントにつないで使用する電気用品のみを対象としていたところ、「**蓄電池**であって、政令で定めるもの」を**電気用品の定義に追加**して、規制の対象としました。　※平成２０年１１月２０日施行。（ただし、施行日以前に製造・輸入されたものは除く。）

- 政令において、単電池1個当たりの**体積エネルギー密度**が４００ワット**時毎リットル以上**の**リチウムイオン蓄電池**を指定。ただし、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用、産業用機械器具用及び特殊な構造のものは除く。
- リチウムイオン蓄電池の製造（輸入）事業者は、技術基準の適合義務、自主検査の実施によりPSEマークを表示することができます。また、PSEマークのないものは販売できません。
- 技術基準は、JIS C8712「密閉型小形二次電池の安全性」のうち、リチウムイオン蓄電池に係る事項をベースとして、**JIS** C8714「**携帯電子機器用リチウムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験**」を**上書き**して作成。具体的には、**圧壊試験**、**外部短絡試験**、**外部加熱試験**、**強制内部短絡試験**等。

リチウムイオン蓄電池の形態

ノートパソコン用

携帯電話用

PSE

ＰＳＥマークの例

Ⅱ　石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池及びガスコンロの製品指定について

（３）ガスコンロの製品指定

ガスコンロが製品指定されました

家庭用ガスコンロを「ガス事業法」、「液化石油ガス法」の規制対象品目に指定し、技術基準省令において全口バーナーに「調理油過熱防止装置」と「立ち消え安全装置」の装着を義務付けました。
(平成２０年１０月１日施行、販売猶予期間１年)

法規制対象：バーナー1個当たり5．8ｋW以下、全てのバーナー総和１４ｋW以下
(オーブン付きは２１ｋW以下) のガスコンロ

製品指定によって、ＰＳマークの表示がないガスコンロは販売できなくなります。

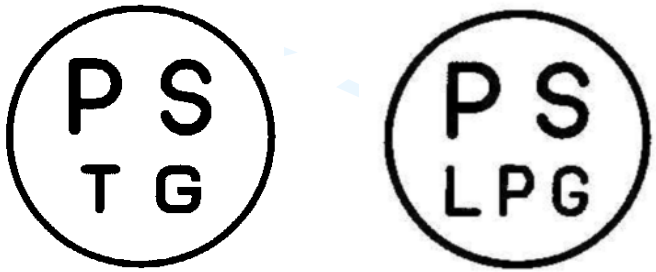

ＰＳマークの例

業務用ガスコンロ

卓上型一口ガスコンロ

※業務用ガスコンロについては、調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置の搭載免除を、卓上型一口ガスコンロについては、調理油過熱防止装置の搭載免除

調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置

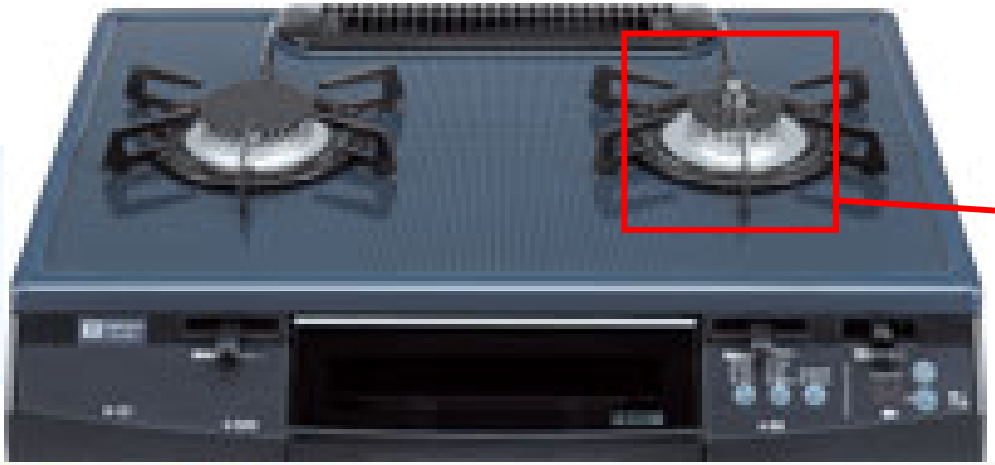

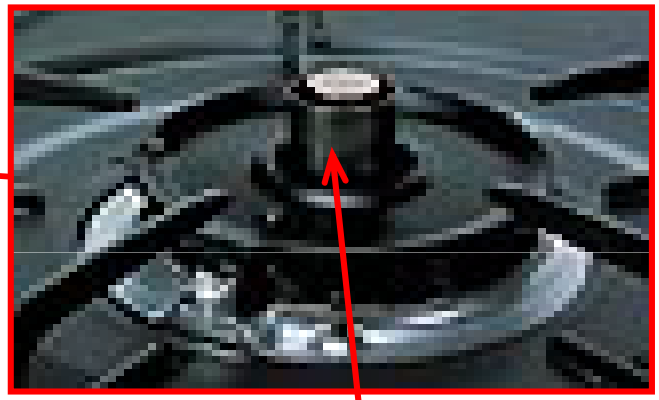

調理油過熱防止装置

立消え安全装置

風などで火が消えてしまった時は、立消え安全装置がガスをストップします。

温度センサーがなべ底の温度を測定し、調理油が自然発火する約360℃に達する前にガスを自動的に止める装置です。（250℃～300℃で作動。）

ご清聴ありがとうございました。

製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
このアイコンをクリック

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

最近の動き

二階大臣、日・カタール合同経済委員会会合に出席、共同声明に署名(11月4日)

新着配信サービス

興味のあるカテゴリの新着情報をお届けします。

登録ページ

ピックアップ

資源高時代に対応した新成長ビジョン

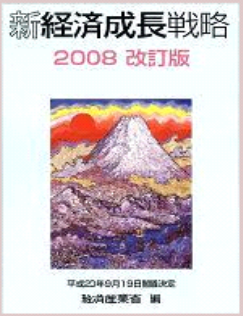

説明会のご案内

関連サイト・リンク

注目情報

- 電気・ガス料金における原燃料費調整額の激変緩和措置に関する認可について(10月31日)
- 排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び国内クレジット制度、募集開始(10月22日)
- 10月31日から始まる緊急保証制度の効果的運用を各機関に要請(10月22日)
- ナート・インド商工大臣と二階経済産業大臣との共同声明(10月21日)
- 「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」の閣議決定について(9月19日)

新着情報一覧(更新日:11月5日)

キーワードから探す

新経済成長戦略 | 家電リサイクル法 | 特定商取引法 | 電気用品安全法 | 地球温暖化対策 | 個人情報保護 | 3R政策 | 不正競争防止法 | 原子力等事故情報 | キッズデザインの輪 | 感性価値創造バンク | FTA/EPA | 政府広報

政策別に探す

全施策体系を見る

政策分野一覧

- 経済産業
- 対外経済
- モノ作り・情報・サービス産業
- 中小企業・地域経済産業
- エネルギー・環境
- 原子力安全・産業保安

このページの先頭へ

製品安全ガイド | 裁判員制度 | ねんきん特別便 | 生活安心プロジェクト | 再生ビジ! 案内窓口 | 麻生内閣メールマガジン

製品安全ガイド - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
戻る 検索 お気に入り
リンク Yahoo!ツールバー
アドレス(D) http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
移動
製品安全ガイド guide
検索
文字サイズ： 小さく 標準 大きく
消費者のみなさまへ
事業者のみなさまへ
リコール情報
製品事故の検索
FAQ
事故情報報告フォーム
製品安全に関わる政策
公表文書
リンク集
長期使用製品安全点検・表示制度が始まります
（平成21年4月1日から） 詳しくはここをクリック！
石油燃焼機器が規制の対象になります
（平成21年4月1日から） 詳しくはここをクリック！
リチウムイオン蓄電池が規制の対象になります
（平成20年11月20日から） 詳しくはここをクリック！
PSE制度が見直されました
詳しくはここをクリック！
長年ご使用の家電製品にご注意下さい
詳しくはここをクリック！
新着情報 一覧へ
お知らせ 2008年07月4日
消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故におい
製品安全対策
優良企業
経済産業大臣表彰
経済産業省
お子様向け
資料はこちら
イベント情報 一覧へ
2008年7月8日
製品安全点検日セミナー（7月）
2008年7月～12月
長期使用製品安全点検・表示制度都道府県別説明会（7月～11月）
2008年6月20日～7月11日
長期使用製品安全点検・表
信頼済みサイト